平成２２年（フ）第３３３号
大阪府貝塚市鳥羽98番地
債務者　岩橋佐登美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
大阪府和泉市寺門町１丁目８番４号13号室
債務者　赤瀬　雪江
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５１６号
香川県高松市常磐町１丁目７番地29　斉藤ビル４階
債務者　黒田　和昌
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１３号
香川県高松市牟礼町牟礼2377番地１シャトレハイツ屋島612号
債務者　牟禮　京子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１２号
長崎県長崎市戸町１丁目５番７―411号
債務者　園田　敦子（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
長崎県長崎市浜口町12番15号　浜口フードセンター210号
債務者　濵田　繁一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
長崎県長崎市中新町16番17号
債務者　濵﨑　一郎
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
長崎県長崎市小江原４丁目４番14―104号、旧住所長崎県長崎市梁川町５番６号　髙橋アパート２Ｆ
債務者　本多　　希
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
長崎県長崎市相生町12番11号
債務者　竹山　勝子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
熊本市楡木２丁目３番64号
債務者　橋元　芳和
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１７５号
熊本市楡木２丁目３番64号
債務者　橋元恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４６号
熊本市刈草３丁目16番２号　レオパレス力合105
債務者　原田由紀子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７９号
熊本市画図町大字重富886番地10―101号
債務者　竹内　紹紘
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２８０号
熊本市画図町大字重富886番地10―101号
債務者　竹内タキ子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９３号
千葉県市川市新井２丁目５番16―202号　ハイツ昴
債務者　澤　　勝徳
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１４号
千葉県市川市北方町４丁目1785番地　北方ハウス201
債務者　久保田勝彦
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４６号
千葉市中央区生実町1575番地
債務者　石川　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係